

令和4年度大分市プレミアム付商品券事業の概要について

大分商工会議所では、13,000円分の商品券を10,000円で購入できる30%のプレミアム付き商品券事業を実施いたします。本日現在の事業概要は以下のとおりです。

令和4年5月6日
大分商工会議所

区 分	概 要
事業名称	令和4年度大分市プレミアム付商品券事業
商品券種類	紙および電子の2種
発行総額	20億200万円（プレミアム分4億6,200万円を含む。）
発行総数	154,000セット（紙：77,000セット、電子：77,000セット）
1セット当たりの発行額	13,000円 【内訳】 全店舗共通券 1,000円×6枚【大型店利用可】 中小・小規模店舗専用券 500円×14枚（※1）
1セット当たりの販売額	10,000円
購入対象者	大分県内在住者
購入限度	1人に対して、紙又は電子いずれかを 最大2セット まで。 （いずれか一方を選択してください。）
お申込み及び購入方法	【お申込み】 ■大分商工会議所HP上のウェブサイト（インターネット）からの 申込受付 となります。応募者多数の場合は、抽選となります。 ■当選者には、 紙商品券はハガキで、電子商品券はメールでお知らせ します。なお、落選の方へは通知しません。 【購入方法】 ■紙商品券は、販売所で当選ハガキと引き換えに現金で販売します。 ■電子商品券は、スマートフォンで専用アプリ（おおいたPay）をインストールし、セブン銀行ATM（予定）にてチャージしてください。
紙商品券、電子商品券いずれの場合も、インターネットまたは窓口サポートセンターよりお申込みください。紙商品券をお申込みの場合は、メールアドレスをお持ちの方からの代理申込みも可能です。	
購入事前申込期間	令和4年5月9日（月）～5月18日（水）
購入期間	令和4年6月1日（水）～6月18日（土）
利用期間	令和4年6月1日（水）～8月31日（水）
利用可能店舗	大分市内にある小売業、飲食業、サービス業、建設業、運輸業等で、加盟店として認められた店舗等
紙商品券の購入引換販売所 （郵送された当選通知ハガキをご持参ください） ※トキハ本店、トキハわさだタウン、トキハインダストリーあけのアクロスタウン以外の販売所は土・日・祝は休業日	■トキハ本店（5階）、トキハわさだタウン（3階）、トキハインダストリーあけのアクロスタウン（本館1階案内所）、大分商工会議所（6階）、大分市鶴崎市民行政センター、大分市大南市民センター、大分市大在市民センター、大分市坂ノ市市民センター、大分市佐賀関市民センター、野津原町商工会（野津原市民センター） ■販売時間：9時～16時30分（トキハ本店、トキハわさだタウン、トキハインダストリーあけのアクロスタウンは10時～18時）

区 分	概 要
商品券加盟店登録方法、募集期間等 ※ウェブサイト申込受付のみ	<ul style="list-style-type: none"> ■加盟店登録は、大分商工会議所 HP 上のウェブサイト（インターネット）からの申請となります。 ■インターネット環境を持たない事業者の方は、サポートセンターで加盟店申請ができます。 ■募集期間：令和4年5月1日（日）～8月31日（水）
コールセンター ※原則、平日のみ開設	<ul style="list-style-type: none"> ■電話番号 0120-959-366 ■開設期間 令和4年4月20日（水）～8月31日（水） ■開設時間：9時～17時 ※5月1日（日）、3日（火）、4日（水）、5日（木）は、臨時開設します。
窓口サポートセンター 【購入希望者の必要書類】 ・本人確認書類（運転免許証・運転経歴証明書・健康保険証等） ※トキハ会館、トキハわさだタウン、トキハインダストリーあけのアクロスタウン以外のサポートセンターは土・日・祝は休業日	窓口サポートセンターでは、加盟店申請や紙商品券の購入申込を希望する方で、インターネット利用に不慣れな方に対して、入力代行や申込をサポートします。 <ul style="list-style-type: none"> ■購入者サポート：令和4年5月9日（月）～5月18日（水） ■加盟店サポート：令和4年5月9日（月）～5月31日（火） ■開設場所：トキハ会館（1階）、トキハわさだタウン（3階）、トキハインダストリーあけのアクロスタウン（一番街センターコート）、大分市鶴崎市民行政センター、大分市大南市民センター、大分市大在市民センター、大分市坂ノ市市民センター、大分市佐賀関市民センター、野津原町商工会（野津原市民センター） ■開設時間：9時～16時30分（トキハ会館、トキハわさだタウン、トキハインダストリーあけのアクロスタウンは10時～18時）
商品券の使用対象にならないもの	<ol style="list-style-type: none"> ①不動産又は金融商品 ②たばこ ③商品券、プリペイドカード等換金性の高い物品 ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務 ⑤国や地方公共団体への支払い（国税、地方税、使用料その他の公租公課、公共料金） ⑥取扱店自らの事業活動に伴い発生した買掛金・未払金 ⑦金融・保険業（金融機関、貸金業、保険会社、証券会社など）への支払い ⑧反社会的勢力との関係が認められる事業所への支払い ⑨特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの ⑩その他、大分商工会議所が適当でないと思えたもの

（※1）中小・小規模店舗とは、店舗の床面積の合計が1,000㎡を超えない小売店、その他の業種の店舗をいう。店舗の床面積が1,000㎡を超える大型店および大型店の商業施設内にあるテナントは大型店へ分類する。